

意見書

平成25年2月20日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめ ばん ごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代 表 取 締 役 社 長 田 中 孝 司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

1. 基本的な考え方

日本の固定通信市場においては、加入電話（NTT東・西加入電話と直収電話の合計）の利用者数は約3,521万回線（2011年度末時点）と前年に比べ約9%減少しており、メタル回線の利用率も契約者数の減少と共に低下している状況（NTT東・西平均約32%、2011年度末）にあります。一方、光ファイバの契約者数は前年比約10%増の約2,230万回線（2011年度末時点）と年々増加している傾向となっています。

このようにメタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、競争を維持しつつ利用者利便を確保しながら、ユーザーが光ファイバ等の新しいサービスに円滑に移行できるような政策を講じていくことが重要です。

今回申請された実際費用方式に基づく平成25年度接続料のうち、ドライカップをはじめとするレガシー系サービスについては、需要減に応じたコスト削減が十分になされておらず、特に、ドライカップ接続料については、NTT東・西共に前年に比べ大幅に上昇しています。このまま上昇が続いた場合、ユーザー料金の値上げや事業の撤退等が生じ、結果として国民利便を損ねる懸念があります。今回のような接続料の急激な上昇は、競争事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、事業の安定性・継続性に配慮し、今回認可申請されたドライカップをはじめとするメタル回線に係る接続料については、急激な上昇を抑制する措置を講じていただくことが必要と考えます。また、NTT東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、需要減に応じたメタル回線に係るコストのより一層の削減をして、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。

ただし、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において検討されている施設保全費のメタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しについては、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが今後更に進展していくことを踏まえれば、光ファイバに係る接続料の更なる低廉化が妨げられると、FTH市場における競争を後退させ、ユーザー利便を損なう結果となるため、過度かつ急激に光ファイバへコストを寄せるべきではないと考えます。

2. 各論

○ドライカップ接続料について

今回申請された平成25年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、それに見合うだけのコスト削減が行われていないことによる影響に加え、調整額の大幅増により、NTT東日本は1,371円（前年比+73円）、NTT西日本は1,391円（前年比+37円）と、NTT東・西ともに前年度に比べ大幅に上昇しています。

更に、NTT東日本については、東日本大震災における災害特別損失が引き続き接続料原価に算入されているため、特に改定率が大きくなっています。

当該災害特別損失を接続料原価に算入することについては、東日本大震災の特殊性を踏まえると、一定の合理性があると考えます。ただし、災害特別損失のうち接続料原価に用いることが適当とされる費用に相当しないものまで接続料原価に算入されていないか十分に精査することが必要と考えます。

また、需要の減少に伴い接続料が上昇傾向にある中、災害特別損失の接続料原価算入に起因する接続料の急激な上昇により、接続事業者の経営成績や財務、キャッシュフローの状況等経営活動に著しく大きな影響を与え、ひいては、ユーザー料金の値上げや事業撤退等が生じ、結果として国民利便を損ねることにつながるおそれが生じています。

そのため、競争事業者の経営の急激な悪化を回避し、競争環境を維持しつつユーザー利便の向上を引き続き図る観点から、接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。

具体的には、ドライカップ接続料原価に算入されている災害特別損失については、接続料規則第3条ただし書の特別な許可を受ける必要があるため、特例措置として、接続料の急激な上昇による全国の接続事業者の経営の急激な悪化の懸念があることを考慮し、当該特別損失を半分に分け、2年にかけて接続料原価に算入し、急激な変動を緩和する措置を講じていただきたいと考えます。

一方、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、施設保全費におけるメタル回線と光ファイバのコスト配賦等の議論がなされているところですが、ドライカップ接続料の抑制を図るために、これまでメタル回線のコストとして計上されていたものを過度かつ急激に光ファイバ側に寄せると、低廉化傾向にある光ファイバ接続料が横ばいしないし上昇に転じる懸念があり、競争促進ひいてはマイグレーションが損なわれかねません。

したがって、今後需要増加の見込みがないドライカップの接続料水準の抑制にあたっては、メタル利用者の主な移行先の1つである光ファイバ側へ過度かつ急激にコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではありません。

○回線管理運営費について

回線管理運営費の扱いについては、接続機能ごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、各機能を平準化して設定されているところと理解しており、現段階においてもその状況に変化がないことから現行の算定方法を継続すべきと考えます。

現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、回線管理運営費の

扱いについて検討されているところですが、仮に機能別に算定した場合、光ファイバへ与える影響が非常に大きく、更なる競争促進、円滑なマイグレーションを図る観点から、算定方法について平準化から機能別にすることを現時点で決定すべきではなく、当面は光ファイバの需要状況を慎重に見極めることが必要と考えます。

○光ファイバに係る各種工事費・加算額について

競争事業者による光ファイバサービスは、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。

そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化を図ることが、競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上を実現するうえで必須です。

<光屋内配線の加算額算定に用いるパラメータの見直し>

屋内配線の加算額については、算定に使用している故障修理時間や平均的な使用期間を実態に合わせて見直し、速やかに低廉化を図るべきです。

故障修理時間は、今回申請された平成25年度接続料においても、これまで同様3.1時間となっており、導入当初から全く見直しがなされておられません。実態に合わせ見直すべきと当社はこれまでも継続的に主張してきましたが、NTT東・西からは、「現時点で故障修理時間に影響を及ぼすような新たな工法の実施等、故障修理の作業環境の変化がないことから、再計測は実施していません」との回答を受けています。しかし、光屋内配線については、現在、引き通し形態による光コンセント型の部材が主流であり、光ファイバ展開当初に比べ工法自体に大きな変更が生じ、ユーザー利便の向上が図られており、故障発生頻度は減少していると考えられ、「引き通し形態の光屋内配線が増加したこと、光ファイバの材質の向上などにより故障原因が変化していることなどを踏まえ、適時に再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが適当」(平成24年3月29日 情報通信行政・郵政行政審議会答申)との総務省の考え方にも合致している状況にあると考えます。そのため、NTT東・西においては、作業環境の変化がないと決めつけず、直近の実態について調査を実施し、現在、算定に用いている平成21年度実績と比べどのような結果だったのかを明示した上で、NTT東・西が平成21年度の調査で把握した作業時間の見直しの要否を直ちに明らかにすべきと考えます。

また、光屋内配線の平均的な使用年数(10年)についても見直しが必要です。

現在、分岐端末回線と光屋内配線を一体として設置する引き通し形態が主流となっておりますが、屋外に設置され風雨に晒されている光分岐端末回線の耐用年数は15年となっている一方、宅内に設置されている光屋内配線が10年に設定されていることは合理的とは言えな

いと考えます。

したがって、引き通し形態が主流である中、分岐端末回線の耐用年数が15年であること、光コンセント化が進展していることを踏まえ、光屋内配線の耐用年数を光分岐端末回線に直ちに合わせるべきです。

<光屋内配線工事費の算定に用いる工事時間について>

光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間(2.467時間)についても、光屋内配線加算額に用いられているパラメータ同様、これまで見直しを実施されておられません。NTT東・西のフレッツ光や競争事業者によるシェアドアクセスが展開されてから時間が経過しており、技術習熟や作業合理化がなされているはずであることを踏まえると、当該時間は短縮していると考えることが合理的であり、直ちに見直すべきと考えます。

そのため、NTT東・西は直ちに実態調査を行い、その結果を総務省及び接続事業者に対して説明した上で、NTT東・西が平成21年度の調査で把握した作業時間の見直しの可否を直ちに明らかにすべきと考えます。

○調整額について

今回申請された実際費用方式に基づく接続料について、前々年度の実績値との乖離額(調整額)の影響より、とりわけドライカップ接続料、中継ダークファイバ接続料が急激に上昇しています。

実際費用と再計算した額との乖離額(調整額)が接続料コストに占める割合が大きいケースや需要の変動が大きいケースにおいては、接続料の振幅が大きくなり、結果として接続料水準が安定せず、競争事業者にとっての予見性が損なわれています。このため、調整額による接続料の急激な変動を抑制することについても検討をお願いしたいと考えます。

以 上